

竹富町水産業燃料費高騰負担軽減助成金交付要綱を次のように定める。

令和4年8月16日

竹富町長 前泊 正人

竹富町告示第55号

竹富町水産業燃料費高騰負担軽減助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、原油価格高騰の影響を受けている漁業者の負担軽減を図るため、燃料費の高騰分として、漁業者に対し予算の範囲内で助成金を交付する。その交付については、竹富町助成金等交付規則（昭和56年竹富町規則第4号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、漁船原簿に主たる根拠地が竹富町で登録されている漁船の使用者であり、専ら漁業に従事している竹富町に住所を有する者であること。

(助成の対象及び助成金の額)

第3条 助成の対象は令和4年4月1日から令和4年12月31日までの期間内の次の各号に掲げるものとする。助成金の額は、予算の範囲内で原則として燃料費の25%を高騰分として助成し、一人当たり25万円を上限とする。また、千円未満は切り捨てるものとする。ただし、他の燃料高騰の負担を軽減する事業を受ける場合は、助成金の額の合計が燃料費の100%を超えない範囲とする。

- (1) 漁業に使用する船舶の燃料（重油、軽油、ガソリン）
- (2) 西表漁港施設管理組合が鮮魚を運搬する車両の燃料
- (3) その他漁業に関するもので町長が認めた燃油類

(助成金の交付条件)

第4条 助成金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 竹富町に居住する漁業者であり、専ら漁業に従事していること。
- (2) その他交付決定の際に付した条件を遵守すること。

(助成金交付申請)

第5条 対象者は助成金交付を受けようとするときは、竹富町水産業燃料費高騰負担軽減助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次の書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 燃料購入費を証明できる領収書等の写し
- (2) 燃料を使用した漁船又は車両の写真
- (3) 船舶検査証書又は車検証の写し
- (4) 水揚証明、市場の仕切り書等の漁業を営んでいることが確認できる書類又はその写し
- (5) 義務履行確認書

(助成金の返還)

第6条 町長は、助成金を受けようとする者が、次の号のいずれかに該当するものと認めるときは、助成金の交付決定の取消し又は既に交付した助成金の一部若しくは全部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 虚偽の申請等、不当な手段により助成金交付を受けたとき。
- (2) 竹富町助成金等交付規則に定めるほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

(必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1. この要綱は交付の日から施行する。

(有効期限)

2. この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第5条関係）

竹富町水産業燃料費高騰負担軽減助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

竹 富 町 長 殿

住所
氏名 印
電話番号

竹富町水産業燃料費高騰負担軽減助成金の交付を受けたいので、同助成金交付要綱第5条の規定により申請及び請求します。

1 対象となる船舶または車両

漁船番号または車体番号 _____

2 漁業に使用した燃料費の合計 _____ 円

3 燃料費高騰負担軽減助成金請求額 _____ 円
(高騰分として燃料費の25%又は25万円のいずれか低い額。千円未満切り捨て。)

4 振込先口座

銀行・組合・金庫・農協			支店・本店
預金種目	普通・当座・その他()	フリガナ	
口座番号		名義人	

(注意) 振込指定口座は、申請者本人が口座名義人になっていること。

5 その他必要書類

- (1) 燃料購入費を証明できる領収書等の写し
- (2) 燃料を使用した漁船または車両の写真
- (3) 船舶検査証書または車検証の写し
- (4) 義務履行確認書
- (5) 通帳の写し